

坂井時忠音楽賞実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、坂井時忠音楽賞（以下「音楽賞」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2 音楽活動の範囲は、洋楽（クラシック、ジャズ、ポピュラー等を含む。）、邦楽を問わず、主として器楽（独奏、合奏）と声楽（独唱、合唱）とする。

2 音楽賞の対象者は、県域で活動し、又は県内に活動拠点を置いて優れた音楽活動を行っている者（団体を含む。）とする。

(1) 個人については、活動歴が概ね5年以上で、かつ将来の活動が期待される者であって、概ね20歳以上40歳以下。ただし、器楽は、概ね20歳以上35歳以下。

(2) 団体については、活動歴が概ね10年以上で、かつ構成員自らが器楽、声楽を行い、将来の活動が期待される団体

(受賞者の決定)

第3 音楽賞の受賞者は、市町、音楽団体、音楽関係者等の推薦に基づき、選考委員会の審査を得て理事長が決定する。

2 選考委員会は、10人以内の委員で構成する。

3 選考委員は理事長が委嘱する。

(賞の贈呈)

第4 音楽賞として、1件につき賞状及び副賞30万円を贈呈する。

2 1年間の受賞数は、2件以内とする。

(受賞者の披露)

第5 受賞者の栄誉を称え、贈呈式を行うとともに、出来るだけ発表の機会を設ける。

(補則)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成5年12月27日から適用する。

附則

この要領は、平成21年12月25日から適用する。

附則

この要領は、平成28年3月25日から適用する。

附則

この要領は、平成30年8月8日から適用する。

附則

この要領は、令和元年6月13日から適用する。